

広島県告示第二百八十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年四月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
南田地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町村		字		地番		標柱番号			
三次市	吉舎町 吉舎	山下	茗荷丸	一五五一番一	地先道路敷	標柱一号	山下	一五五八番地	先道路敷	標柱一〇号	
				一〇〇七一	番一七	標柱二号					
				一〇〇七一	番一一	標柱三号					
				一〇〇七一	番二〇	標柱四号					
				一〇〇七一	番九	標柱五号					
				一〇〇七一	番一〇	標柱六号					
				甲六二四	番	標柱七号					
				南田	六七一番地	先道路敷					標柱八号
				四日市	八二一番一	標柱九号					